

東広島市バドミントン協会

規 約

総 称

第1条 本協会は、東広島市バドミントン協会（以下 協会）という。

事務局

第2条 協会の事務局は、会長指定の場所に置く。

目 的

第3条 本協会は、東広島市におけるバドミンントンの普及、技術の向上及び発展を図り、もって心身の健全な育成に寄与する。

事 業

第4条 本協会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 バドミントン競技大会の開催及び協賛
- 2 バドミンントンの技術の向上及び研究、指導
- 3 バドミンントンの普及、振興
- 4 その他、本協会第3条の目的達成に必要な事業

組 織

第5条 本協会を組織する会員は、原則として東広島市内に在住、又は在就者とする。

役 員

第6条 本協会には、次の役員を置く。

- 1 会 長 1名
- 2 副会長 1名
- 3 理事長 1名
- 4 常任理事 若干名
- 5 理 事 若干名
- 6 会 計 1名
- 7 監 査 2名

役員を選出及び職務

第7条 役員を選出及び職務は次の通り

- 1 会長は、理事会において推挙する。
会長は、協会を代表し会を統括する。
- 2 副会長は、理事会において推挙する。
副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 理事長は、理事会において選出する。
理事長は、理事会の司会をし、協会の会務を掌握する。
- 4 会計は、理事会において選出する。
会計は、会計事務を処理する。
- 5 監査は、会員の中から選出する。
監査は、会計事務を監査し、その結果を報告する。

役員任期

- 第8条 役員任期は2年とする。但し再選を妨げない。
補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

会議

- 第9条 会議は、会長又は理事長により招集される。
総会を、年1回行う。

経費

- 第10条 協会の活動に要する経費は、会員の登録料、補助金、寄附金等をこれに充てる。

会計年度

- 第11条 本協会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(附 則)

本規約は、平成7年4月1日から施行する。